

相談室だより

1月号

(No. 103号)

平成18年1月1日発行

熊取療育園

地域療育等支援相談室

大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12

TEL: 0724-53-5917

FAX: 0724-52-9151

e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

サービス利用までの流れ

障害者自立支援法が施行されれば、サービスの利用手続きは次のようになります。

① アセスメント：一次判定

全国共通の項目(106項目あります)について、聴き取り調査をします

② 二次判定(介護給付のサービスのみ)

特記事項や医師の意見書をもとに、「審査会」が開かれます

③ 障害程度区分の認定

訓練給付については①の結果で、介護給付については②も経て、非該当及び障害程度区分1～6のいずれかに認定

されます

④ サービス利用の意向聴取

具体的にどのようなサービスを利用したいか聴き取ります

⑤ 支給決定案の作成

支給内容の案を示します

⑥ 審査会の意見聴取

⑤の内容によっては審査会で協議します(すべてではありません)

⑦ 支給決定

⑧ サービス利用計画の作成

⑦の内容に基づき、具体的に利用するサービスについて計画を立てます

この①～⑧を実施するのは市町村ですが、

①の聞き取りや②の「審査会」を組織する審査員には、相談支援事業者や医師などが加わることも考えられます。①の聞き取り項目には、「身体に麻痺があるか」「座位が保てるか」「排泄は自立しているか」「季節を理解できるか」「パニックや不安定な行動があるか」「調理できるか」「人工呼吸器を使っているか」などがあります。

私たちもボランティア

グループ活動(障害者本人活動)のメンバーが、去る11月20日(日)の療育園まつりにて、ボランティア活動をしました。メンバーがボランティアとして参加するのは、今回で4年目でした。模擬店にてチケットの回収及び品物の手渡しをしてくれた人、現金販売のコーナーで一生懸命お客さんの呼び込みをしてくれた人、次々にいっぱいなるゴミ箱の袋の入れ替えを黙々としてくれた人、みなさんそれぞれに頑張ってくれました。活動後、他の一般ボランティアの方々と慰労会を共にしました。普段の活動においてはボランティアの方々にご協力をお願いいたします。この日は一緒にボランティアに取り組むことができました。



ひとりごと

新年ですね。昨年は「あけましてめでたい」一年だったでしょうか？みなさまにとって(私にも)、今年が「あけましてめでたい」年でありますように。(見学)